

第5章 東海地震に関する事前対策

第1節 総 則

第1項 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）が制定され、同年12月14日に施行された。この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測態勢の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6弱以上と予想される地域（6県（神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知）170市町村（当時））が「強化地域」として指定された。

一方、大規模地震対策特別措置法制定以来四半世紀が経過し、その間の観測データの蓄積や新たな学術的知見等が得られてきたことから、平成13年度において中央防災会議は東海地震に関する専門調査会を設置して、新たな想定震源域及びこれに基づく想定震度分布等について検討を行い公表した。その結果、愛知県、三重県で大幅に強化地域が指定され、合わせて8都県（東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重）263市町村（指定当時の市町村数）が指定されるに至った。

その後、強化地域は市町村合併等が行われたため、その数が1都7県157市町村となっている。（平成24年4月1日現在）

今回の見直しの基準は、①震度6弱以上の地域、②20分以内に高い津波が襲来する地域、としている。

岐阜県では、中津川市が見直し前と同様強化地域として指定されているが、御嵩町においては、東海地震が発生した場合、震度6弱以上の地震とはならないと予想されたため、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は、義務付けられていない。

しかし、本町が震度5強以下の地震があっても、中濃地域において、局地的に被害が発生することが予想されるとともに、警戒宣言が発せられた際の社会的混乱の発生も懸念される場所である。

このため、町は、東海地震の発生に伴う災害の発生防止又は軽減をあらかじめ図るために実施する措置について定めるものとし、一部警戒宣言前を含み、主として、警戒宣言時から地震発生までの間における事前応急対策を定めるものとする。

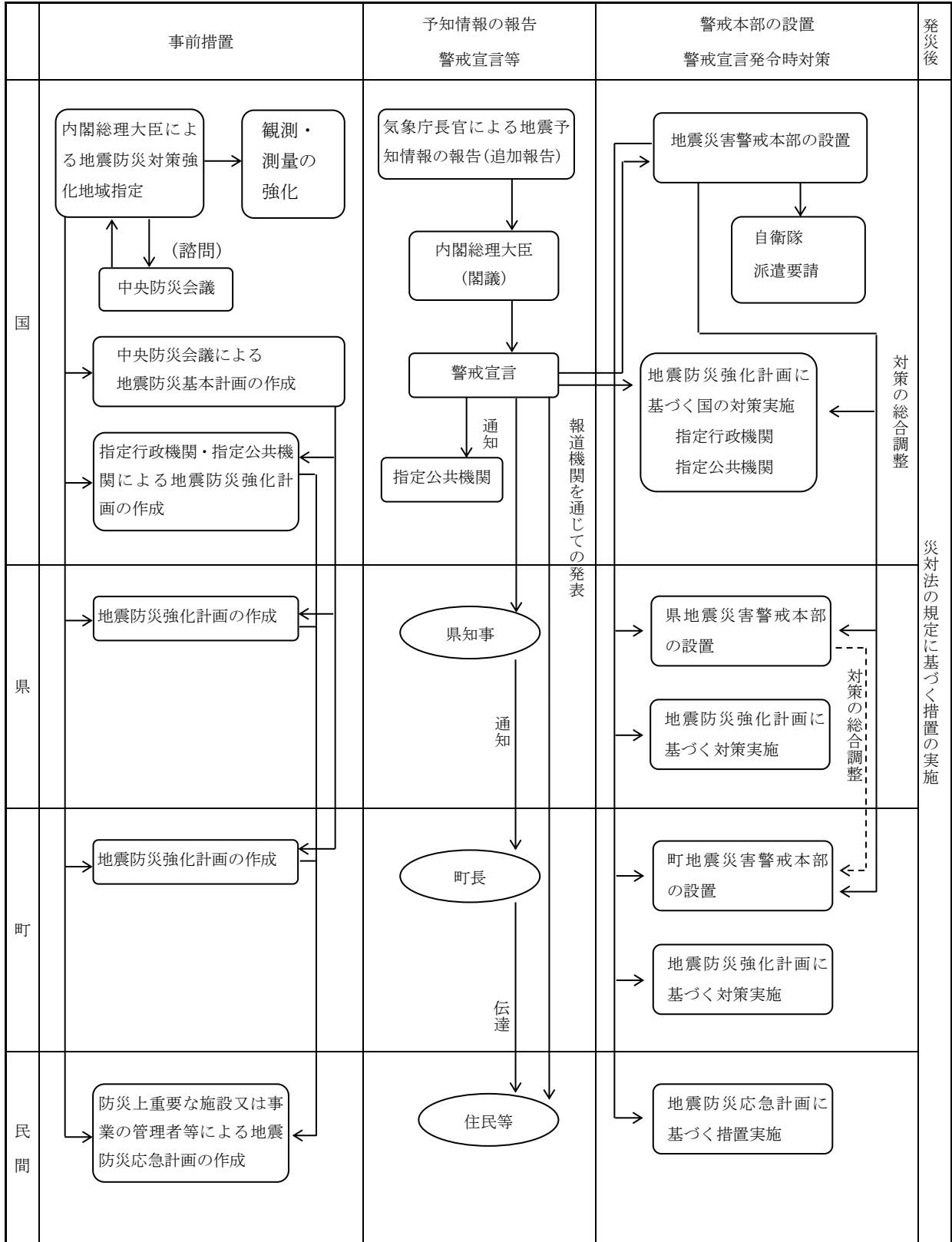
第2項 防災機関が地震発生時の災害応急対策として行う業務の大綱

第1章第3節「町及び防災機関の業務の大綱」の定めるところによる。

第3項 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。

体系図



第4項 基本的な考え方

1 東海地震に関連する調査情報

東海地震に関連する調査情報は、観測データに通常とは異なる変化が観測されたかどうかにかかわらず東海地震に関連する調査情報（定例）として発表しており、観測データに通常とは異なる変化が観測された場合は、各情報の危険度に応じ、以下に示すように「赤・黄・青のカラーレベル」を示すとともに、東海地震に関連する調査情報（臨時）を発表することとしている。

また、すべての情報は、町及び県の広報やテレビ・ラジオ等により住民に周知する。

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」	
情報名	主な防災対応等
<p>東海地震 予知情報</p> <p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 赤)</p>	<p>「警戒宣言」に伴って発表</p> <p>●警戒宣言が発せられると</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震災害警戒本部が設置されます ○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p> 
<p>東海地震 注意情報</p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 黄)</p>	<p>東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表</p> <p>●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます ○救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p> 
<p>東海地震 に関連する 調査情報</p> <p>東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 青)</p>	<p>臨時</p> <p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <p>●防災対応は特にありません</p> <p>●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます</p> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p>
	<p>定例</p> <p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <p>●防災対応は特にありません</p> <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表されます

2 基本的な考え方

本計画は、次の考えを基本に、上記東海地震予知情報等の発表を受けた場合の方針を策定したものである。

- (1) 警戒宣言が発せられた場合においても、町の機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、
 - ア 警戒宣言・地震予知情報等に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
 - イ 東海地震による被害を最小限に食い止めるための防災措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
- (2) 原則として、一部警戒宣言前を含み、主として警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、観測情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間においても混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。
- (3) 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、本編第2章及び第3章で対処する。
- (4) 町の地域は、強化地域ではないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対処する。
- (5) 本計画の策定に当たっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施に当たり、十分配慮する。
 - ア 警戒宣言が発せられた日又は翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則として、学校対策等区分が必要な対策については、個別に対応する。
 - イ 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があることから、対策の優先度を配慮する。
 - ウ 町及び関係防災機関並びに近隣市町村等と関連を有する対策については、事前に調整を図る。

第5項 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

町、県及び防災関係機関等は、警戒宣言発令前において、東海地震注意情報（以下、「注意情報」という。）に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言時対策の円滑な実施のため、時間を要する準備行動で、警戒宣言前から準備をしておくことが望ましい対策を実施する。

第6項 地震防災応急計画の作成

1 地震防災応急計画の作成

事業所等は、警戒宣言発令時等における事前対策を円滑に行うため、事前に地震防災応急対策計画を作成し、地震災害の未然防止と社会的混乱の防止を図る。

第2節 警戒宣言発令時対策

町及び防災関係機関等は、警戒宣言が発せられたときから地震が発生するまで、又は、警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒宣言発令時対策を実施する。

さらに、注意情報が発表され、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言前からの準備行動を実施する。

第1項 活動体制

1 計画の方針

東海地震に関連する調査情報（臨時）及び同（定例）の発表から警戒宣言の発令までにおける社会的混乱の防止等を図るため、町は災害対策本部を設置し、公共機関、防災上重要な施設の管理者等とともに、東海地震の予知に関する迅速かつ的確な運営を行う。

2 町本部

(1) 調査情報の発表時

東海地震に関する調査情報が発表された場合は、情報収集、連絡体制を強化し、続報を逃さない体制をとる。

(2) 注意情報発表時

注意情報が発表された場合は、警戒宣言前からの準備的行動が実施できる体制（町本部設置準備体制）をとる。

(3) 警戒宣言発令時

警戒宣言が発せられた場合、その地域に係る警戒宣言発令時対策を実施するため、速やかに勤務場所へ出勤し、災対法の規定に基づき、町本部を設置する。

(4) 警戒解除宣言発令時

警戒解除宣言が発せられた場合、町本部を廃止する。

第2項 防災上重要な施設の管理者

1 調査情報の発表時

調査情報が発表された場合は、情報を収集し、続報を逃さない体制をとる。

2 注意情報発表時

防災上重要な施設の管理者は、注意情報発表の報道に接した場合、実情に応じた準備活動を実施する。

3 警戒宣言発令時

防災上重要な施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、人命の安全確保、火災、爆発等の防止措置をとるため、それぞれ応急計画等に基づき、組織的に防災活動を実施する。

第3項 地域住民の自主防災組織

1 調査情報の発表時

テレビ・ラジオ等の報道に注意を払うほかは、通常どおりの生活を続ける。

2 注意情報発表時

地域住民の自主防災組織は、注意情報が発表された場合、住民への周知や警戒宣言前から準備が必要な活動を実施する。

3 警戒宣言発令時

自主防災組織は、警戒宣言が発せられた場合、組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動する。

第4項 職員の動員体制

1 計画の方針

警戒宣言が発せられてから、当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまでは、その前の注意情報発表の段階を含めても、比較的短時間と考えられ、この間に東海地震の予知に係る対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な要員の動員が不可欠なものであり、町は次のとおり職員の動員体制を定めておく。

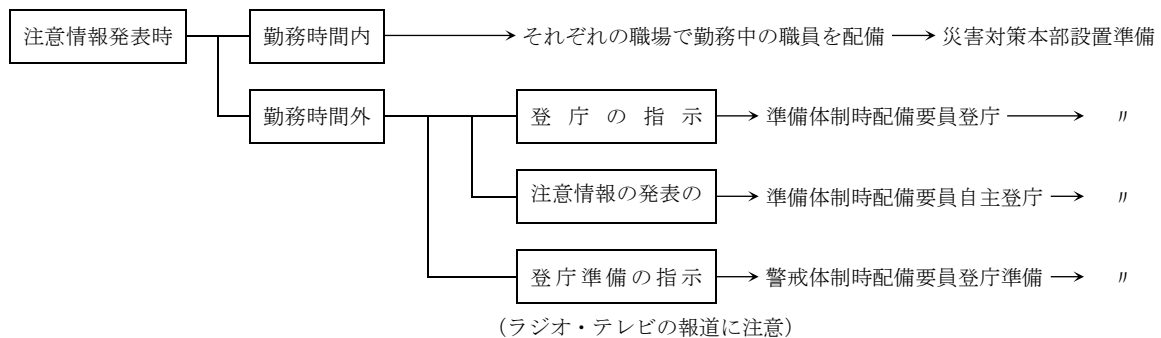
2 調査情報の発表時

調査情報が発表されたときは、勤務時間内においては総務防災課により情報収集に努め、各課及び関係機関との連絡を密にする。勤務時間外においては、総務防災課の中からあらかじめ定められた者が登庁し、情報収集、連絡体制をとる。

3 注意情報発表時

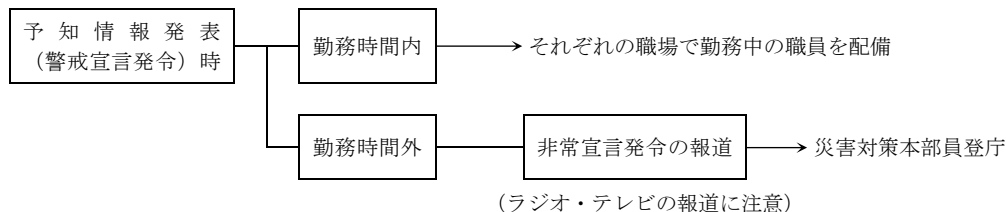
注意情報が発表された場合、勤務時間内においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備するが、勤務時間外においては、第3章第1節第1項「防災活動体制の整備」で定める準備体制をとり、一般対策編第3章第1節第2項「動員計画」に定める情報伝達経路により、非常配備につく者に対し、登庁準備を指示する。

なお、あらかじめ配備要員に指定された者は、注意情報が発表された場合は、登庁の指示を待つことなく自主的に登庁する。



4 予知情報発表（警戒宣言発令）時の対応：災害対策本部の設置

予知情報が発表され警戒宣言が発せられた場合、勤務時間内においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備するが、勤務時間外においては、1で登庁準備の指示を受けた者（災害対策本部員）は、ラジオ、テレビの報道に注意し、予知情報発表（警戒宣言発令）の報道を確認した場合、直ちに登庁する。



第5項 協力体制

1 計画の方針

防災関係機関等は、密接な連携を保ち、相互に協力して地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施する。

2 相互連携及び応援

防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他の機関の応援を求める必要が生じた場合は、直接災害応援協定を締結している他機関に対し、又は県警戒本部若しくは御嵩町対策本部に対し、応援の要請又はあつせんを依頼し協力を得る。

3 警戒宣言前からの準備的行動

町、指定地方行政機関、指定（地方）公共機関の体制を確認する。

町は、広域応援部隊の派遣及び受援準備を行うとともに、災害時応援協定等を締結している市町村等や、隣接市町村等の体制を確認する。

第6項 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

1 計画の方針

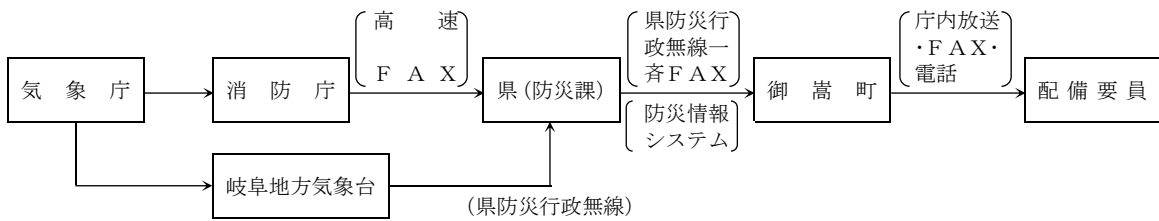
地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関等は、正確かつ迅速な地震予知情報等の伝達及び居住者等に対する緊急広報を実施し、情報の収集、伝達に万全を期する。

2 調査情報、注意情報及び予知情報の伝達

調査情報、注意情報及び予知情報の伝達経路は、次のとおりであるが、町に伝達されてからの町内における経路は、一般対策編第3章第1節第2項「動員計画」に定める経路により伝達する。

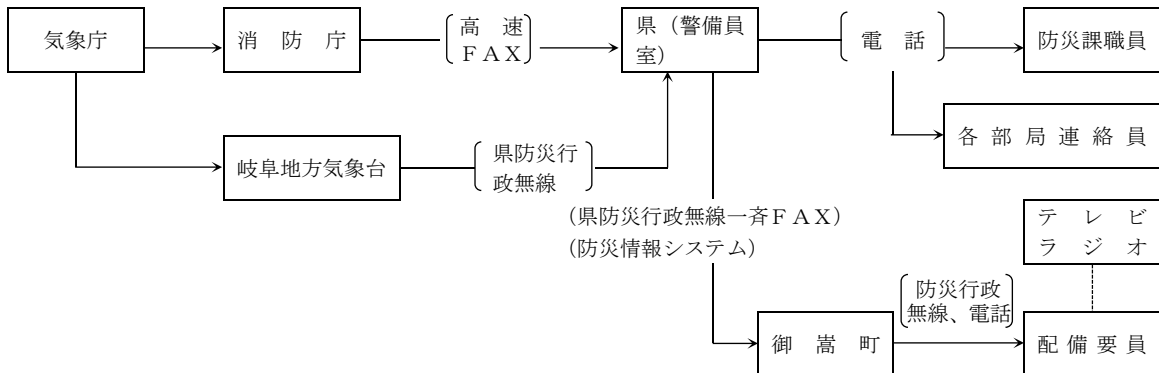
(1) 勤務時間内の伝達経路

調査情報、注意情報及び予知情報の伝達経路は、次のとおりとする。



(2) 勤務時間外の伝達経路

勤務時間外、休日における伝達は、次のとおりとする。



3 地震予知情報等の住民等への伝達

総務班及び企画班は、地震予知情報等が発せられた場合、その内容をサイレン、広報車、同報無線等、あらゆる手段により住民に伝達する。また、テレビ・ラジオ等を通じて伝達する。

なお、この場合、地震予知情報等の意味及び住民等がとるべき行動を合わせて示す。

4 広報対策

企画班は、地震予知情報等が発せられた場合、地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速、的確な広報を実施する。

(1) 警戒宣言時対策

企画班は、居住者等に密接に関連のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、住民等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して表現する。

ア 広報の内容

- (ア) 地震予知情報等の意味、今後の推移、予想される県下の地震の震度等の予測
- (イ) 住民は、デマ(風評)に惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努めること。
- (ロ) 住民は、水、食料の備蓄、家族の連絡方法の確認、不要な火気の始末、家具の転倒防止等の措置を行うこと。
- (ハ) 自動車による移動を自粛すること。
- (ニ) 食料品等の買い出し等の外出は自粛すること。
- (ホ) 電話の使用は自粛すること。
- (ヘ) 病院、旅館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すべきこと。
- (コ) 危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すべきこと。

イ 広報の手段

広報の手段としては、次のようなものがある。なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、必要に応じて、外国語による表示、冊子又は外国語放送などの様々な広報手段を活用して行う。

また、聴覚障がい者に対する情報伝達にも配慮する。

- (ア) ラジオ、テレビ(文字放送を含む。)等
- (イ) パソコン通信(インターネット等)
- (ロ) 同報無線、有線放送及びアマチュア無線
- (ハ) 広報車の巡回等
- (ニ) 報道機関への情報提供
- (ホ) 自主防災組織等若しくは自衛消防組織等

ウ 問い合わせ窓口

居住者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

エ 報道機関との応援協力関係

町と報道機関は、地震予知が行われた場合の報道について、あらかじめ報道協定を締結することとしており、そうした協定に基づき、必要な情報提供を行う。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

上記の広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、併せて注意情報の意味や今後の推移、住民・事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。

5 防災活動状況等の報告

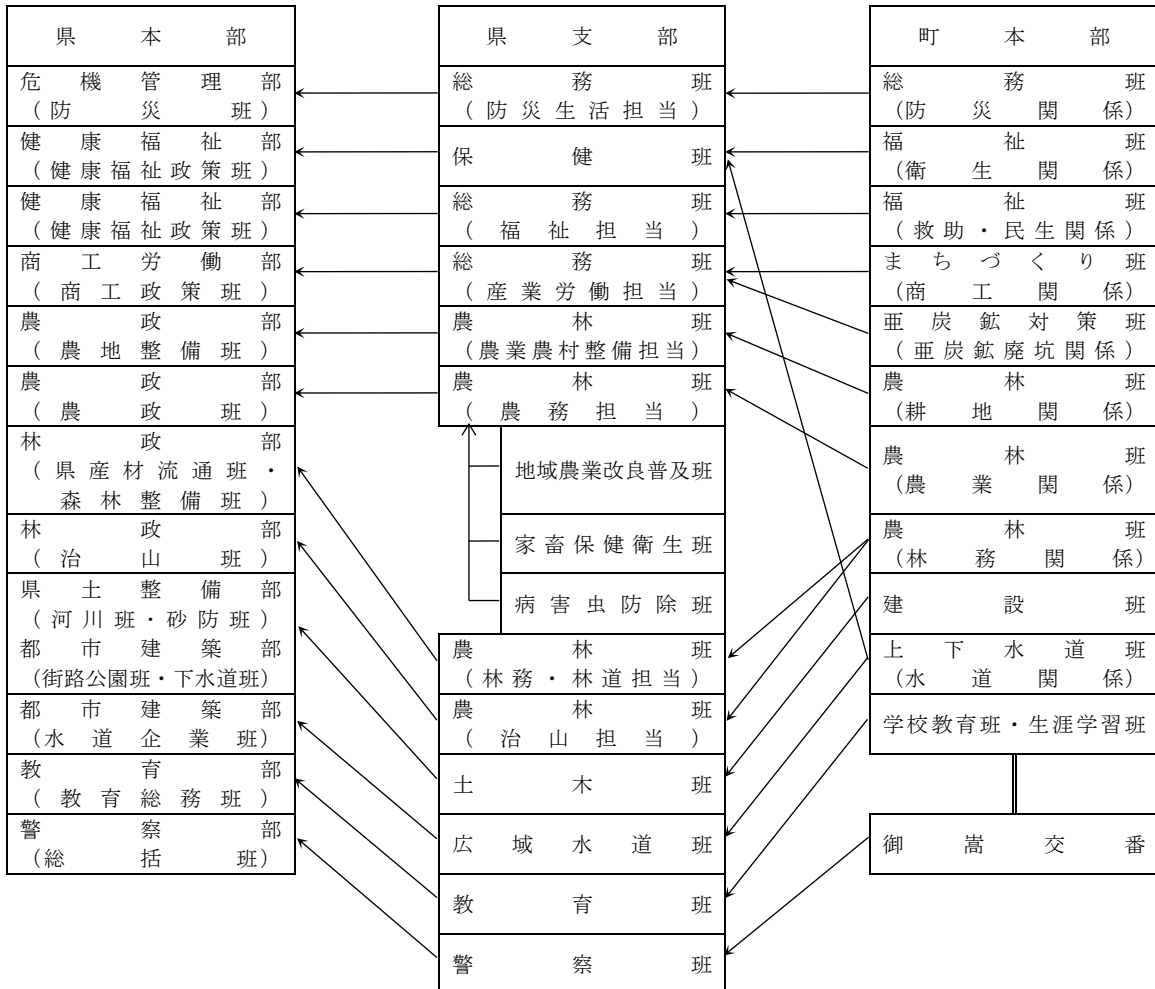
(1) 報告事項

東海地震の予知に係る対策の実施状況について報告すべき項目及び主な内容は、次のとおりとする。

項 目	主 な 内 容	担 当 班	総務班 (とりまとめ)
異常な事態の発生	・発生時刻 ・場所 ・異常な事態の状況 ・応急にとられた措置 ・必要と認める措置 ・異常な事態解消の見込み	各 班	
消 防 及 び 水 防	・消防団員の配備状況	消 防 部	
犯 罪 の 予 防	・警察官配備状況 ・警備実施状況	(県 支 部 警 察 班)	
交 通 規 制	・規制路線 ・規制区間 ・規制開始時刻 ・自動車の運行状況 ・交通規制広報の状況	(県 支 部 警 察 班)	
保 健 衛 生	・医療班出動準備状況	福 祉 班	
防 災 活 動 体 制 の 整 備	・町本部の設置場所及び時刻 ・必要な要員の参集状況	総 務 班	

(2) 報告系統

報告系統は、次によるものとする。また、県地震災害警戒本部からの指示事項等については、報告系統の逆経路で伝達するものとする。



(注) () の班・担当が窓口となって報告事項を一本化する。

(3) 報告の送受担当機関

県地震災害警戒本部に対する報告事項の送受担当機関及び主な連絡手段は、次によるものとする。

項 目	送 信 担 当 機 関	受 信 担 当 機 関	主 な 連 絡 手 段
異 常 な 事 態 の 発 生	町	県 支 部 総 務 班	県 防 災 行 政 無 線 防 災 情 報 シ ス テ ム
	可 児 警 察 署	県 支 部 警 察 班	警 察 通 信
消 防 及 び 水 防 (1) 消 防 (2) 水 防	町	県 支 部 総 務 班 県 支 部 土 木 班	県 防 災 行 政 無 線 防 災 情 報 シ ス テ ム
犯 罪 の 予 防	可 児 警 察 署	県 支 部 警 察 班	警 察 通 信
交 通 規 制	可 児 警 察 署	県 支 部 警 察 班	〃
保 健 衛 生	町	県 支 部 保 健 班	県 防 災 行 政 無 線
防 災 活 動 体 制 の 整 備	〃	県 支 部 総 務 班	〃 防 災 情 報 シ ス テ ム
公 衆 電 気 通 信 (電 話) の 確 保	西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 岐 阜 支 店	県 支 部 総 務 班	公 衆 電 気 通 信 (電 話)

(注) 報告に当たっては、人命の安全の確保に関する項目を優先して行うこと。

第7項 事前避難対策

1 計画の方針

警戒宣言が発せられた場合、発災後に備えてあらかじめ指定された指定避難所の開設準備を行い、必要な資機材の確保を図るとともに、避難の指示の検討を行い、必要に応じて自治会及び自主防災組織と連携し、警察の協力を得て、迅速、的確な避難対策を実施する。また、指定避難所での病人等応急救護を必要とする者に対する応急救護所の開設準備も併せて行うものとする。

急傾斜地崩壊危険地域、地すべり危険地域、老朽ため池下流の浸水危険地域等の居住者等（以下「災害時危険地域居住者等」）の人命の安全を確保するため、町は自主防災組織と連携し、県警察の協力を得て迅速、的確な避難対策を実施する。

2 事前措置の実施

(1) 避難の指示

災対法第60条の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し、避難の指示を行う。この場合において、その措置を町長が行ういとまがないときは、可児警察署へ避難の実施について要請する。

(2) 避難の指示の内容は次のとおりである。

- ア 避難対象地区
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難指示の理由
- オ その他必要な事項

(3) 避難措置の周知等

ア 避難対象地区住民等への周知徹底

避難措置を実施したときは、その内容について避難対象地区の住民に対し、町防災行政無線（同報系）、広報車等により周知徹底を図る。

イ 県への報告等

避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、可児警察署と相互に連絡をとる。

3 収容施設における措置

収容施設の所有者又は管理者の協力を得て、避難者に対し、次の措置をとるよう努める。

- (1) 地震予知情報等の伝達
- (2) 警戒宣言発令時対策実施状況の周知
- (3) 飲料水、食料、寝具等の供与
- (4) 収容施設の秩序維持
- (5) その他避難施設に必要な措置

また、避難者に対し避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合、その旨明示する。

4 事前避難体制の確立等

町は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう事前避難体制の確立に努める。

- (1) 避難にあたっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図る。
- (2) 町は、避難対象地区を単位にあらかじめ、把握した高齢者、障がい者、病人等の要配慮者の避難につい

て、自治会若しくは自主防災組織等の協力のもと実施する。

また、外国人、出張者、旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

- (3) 避難対象地区の居住者等が避難所まで避難するための方法については、徒歩による。

ただし、山間地で指定避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。

5 避難対象地区以外の居住者等の対応

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区外の居住者等は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておく。

- (2) 町は、警戒宣言発令時において各自で食料等生活必需品を確保するよう平常時から周知徹底する。また、生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車両の確保等必要な措置を講じる。

6 警戒宣言前からの準備的行動

事前避難対策は、警戒宣言前からの準備的行動において、最も重要な対策となるため、強化地域か否かに関係なく、確実に実施されることが必要である。

- (1) 学校等

学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や、児童生徒等の保護者への引き渡し等安全確保措置を行う。

- (2) 要配慮者

各施設管理者は、高齢者、障がい者、病人等要配慮者の実情に合わせた安全施策を図る。

- (3) 災害時危険地域居住者等

町は、土砂災害警戒区域等や老朽ため池下流の浸水危険箇所等の居住者等（以下「災害時危険地域居住者等」という。）の事前避難の措置又は検討若しくは準備を行う。

第8項 消防・水防対策

1 計画の方針

消防機関及び消防班、建設班は、警戒宣言が発せられた場合、住民等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水害及び混乱等に備える。

2 消火対策

消防機関及び消防部は、警戒宣言が発せられた場合、住民等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- (2) 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達
- (3) 火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報
- (4) 自主防災組織等の活動に対する指導
- (5) 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導
- (6) その他必要な措置

3 水害予防

消防班及び建設班は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずる。

- (1) 担当班は全員役場へ出動し、警報発令中は役場で待機する。
- (2) 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- (3) 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達
- (4) 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備
- (5) 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・市や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え
- (6) 班長は災害記録を記入する。
- (7) 担当班は風雨及び積雪の状況に応じて町内パトロールを実施する。

4 警戒宣言前からの準備的行動

消防機関や消防班、建設班は、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

第9項 交通対策

1 計画の方針

警戒宣言が発せられた場合、総務班は、警察と連携して人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため次の措置をとるものとする。

2 車両の交通規制

交通の混乱や交通事故等の発生を防止するとともに、交通の安全と住民避難の円滑を図るため、町道における車両の走行を必要に応じて規制する。

3 応急復旧資機材等の準備

道路の損壊等が予想される場合、応急復旧用資機材の在庫把握及び建設業者等に対して応急復旧の出動準備を要請する。

4 運転者のとるべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

(1) 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車両は使用しないこと。

5 警戒宣言時対策

(1) 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

道路管理者は、道路の点検を行い危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上の必要な措置をとるとともに、報道機関に依頼し広報する。

6 警戒宣言前からの準備的行動

町は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

第10項 緊急輸送対策

1 計画の方針

警戒宣言が発せられた場合、総務班は、発災後に備えて、所有する車両を準備し、車両が不足する場合は必要に応じて運送関係業者に対し車両の準備を要請する等、緊急通行車両の確保を図り、緊急輸送が実施できるよう備える。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる各班人員、物資の輸送範囲は、次のものとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

3 緊急輸送車両の確認

大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条の規定により緊急輸送を行おうとするときは、県知事又は県公安委員会に緊急車両確認証明書の交付を申し出、標章及び証明書の交付を受ける。

4 ヘリコプター離着陸場の確保

ヘリコプターにより輸送手段の確保のための離着陸場の選定については、一般対策編第3章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請計画」による。

5 輸送手段の確保

地域の現状に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達又はあっせんを依頼する。

7 警戒宣言前からの準備的行動

町は、警戒宣言時の緊急輸送対策が円滑に実施されるよう、上記車両及びヘリコプター離着陸場の確保を、注意情報発表の段階から実施する。

第11項 物資等の確保対策

1 計画の方針

町は、関係機関の協力のもとに警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等を確保するため、体制整備を図る。

2 物資確保体制の整備

まちづくり班は、警戒宣言時の避難者等の救護のための物資の確保、及び発災に備えて予想される被災者に対する救助物資等の円滑な調達を図るため、主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともにこれらの業者等の団体を通じ、又は直接それらの業者に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行う。

3 食料の確保

まちづくり班は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備え、備蓄物資等を確認し、協定等を締結している関係団体等と連絡を取り、食料調達体制の確認をするとともに食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図る。

また、県に対し情報の交換を行い、県が得ている食料情報を収集する。

4 消費生活関連団体との協力体制

警戒宣言が発せられた場合、地震発生後に備えて、被災者の生活に必要な物資の確保について、めぐみの農業協同組合等に、市内における生活物資の流通在庫量の把握等協力体制を確保する。

5 物資の確保等のための要請、指導

警戒宣言が発せられた場合、食料等生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請指導を行う。

また、生活必需品の高騰、売り惜しみ、買い占めが起こった場合は、必要に応じて物資を特定しその確保のための指導を行うものとする。

6 関係指定地方行政機関の協力

- (1) 育児用粉乳、おにぎり・弁当・缶詰等応急食品——→東海農政局
- (2) 生活必需物資——→中部経済産業局
- (3) 災害復旧用木材——→中部森林管理局

第12項 保健衛生対策

1 計画の方針

町は、医療機関及び保健所の協力のもとに、警戒宣言が発せられた場合、避難者等のうち病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療、助産、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずる。

2 医療・助産

(1) 警戒宣言発令時対策の概要

医療機関は、警戒宣言が発令された場合、対策の措置をとる。

ア 警戒宣言発令の周知徹底

医療機関の長は、警戒宣言が発令されたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対して周知徹底を図る。

イ 病院（診療所）の防災処置

医療機関の長は、消火設備、避難設備及び自家発電装置の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転落防止、移動の防止及び諸出火防止対策を実施する。

ウ 入院患者の安全対策

エ 救急患者を除く外来診療の中止

外来診療については、救急患者を除き中止する。

オ 医薬品、食料物資等の確保、医師の確保等の発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保も併せて行う。

また、医師をはじめとした、職員についてあらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図るものとする。

(2) 医薬品等の確保

町では、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具及び血液の円滑な確保を図るため、町内及び近隣市町村の主な製造業者の在庫量を把握し、必要な医薬品等の保管及び放出準備の要請を行う。

3 清掃

警戒宣言が発せられた場合、住民環境班は、災害発生により生じるごみ、または、し尿を収集運搬するため、清掃班の編成及び車両の確保について準備する。また、指定避難所に仮設トイレが設置できるように資機材の調達準備を行う。

4 防疫

町は、災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに防疫活動に必要な車両の確保準備を行う。

5 警戒宣言前からの準備的行動

町は、警戒宣言時の緊急輸送対策が円滑に実施されるよう、注意情報発表の段階から救護所の開設準備を行う。

第13項 生活関連施設対策

1 計画の方針

水道、電気、ガス、通信、報道及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策及び住民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

2 水道

(1) 警戒宣言発令時の飲料水の供給

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者は、飲料水の供給を継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ア 給配水施設

給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工事業者に対し、出動準備を要請する。この場合において、応急復旧用資機材が不足すると認められるときは、県本部上下水道班へ要請する。

イ 応急給水

発災後の浄水作業不能の事態に備えて、配水池が満水となるよう運転管理する。

また、配水池等から飲料水を運搬、供給するため、容器等の給水用資機材及び消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、上下水道班の出動態勢を整える。

(3) 警戒宣言前からの準備的行動

上下水道班は、注意情報発表の段階から、応急給水の準備を行っておく。

3 電気

(1) 警戒宣言時の電気の供給

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、中部電力株式会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

中部電力株式会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請する。

4 ガス

(1) 警戒宣言時のガスの供給

ガス会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ガス会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図り、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請する。

5 公衆電気通信（電話）の確保

公衆電気通信（電話）については、住民の相互連絡、学校、県、町等への問い合わせ等の増大により、通信の疎通が著しく困難となる事態の発生が予想され、西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとる。これにより、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに状況に応じ災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」を提供して安否確認に必要な措置をとる。また、他の通信会社は、これに準じた措置をとる。

6 学校等

登校前に注意情報が発表されたときは、自宅待機し、警戒宣言発令時は休校とする。

授業中に注意情報が発表されたときは、ホームルーム等に切り換え、注意事項を伝達し、警戒宣言発令時には、休校、帰宅措置をとる。

7 金融

(1) 金融機関の営業確保

金融機関の営業については、原則として、平常どおり行う。

なお、やむを得ず、業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続する。

(2) 金融機関の防災体制等

ア 金融機関の店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。

イ 災害発生による被害の軽減及び発生後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関に危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとる。

(3) 顧客への周知徹底

ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にてその旨を掲示する。

イ やむを得ず、業務の一部を中止する場合の措置については、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示する。

8 報道

報道関係機関は、地震予知情報等の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であり、地震予知情報等の正確かつ迅速な報道に努める。そのため、地震予知情報等の発表及び災害発生に備え、事前に関係機関等と密接な連携をとり実態に即応した報道体制の整備を図る。なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、地震予知情報等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあつては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

9 郵政事業対策

原則として、平常どおり業務の取扱いを行うものとする。

10 警戒宣言前からの準備的行動

町及び県は、配水池等での飲料水確保態勢を確認する。

町は、応急給水の準備を行う。

各ライフライン関係機関は、応急復旧用の資機材等の確保や工事業者の出動態勢の確保等、応急復旧態勢の準備を行う。

第14項 帰宅困難者、滞留旅客対策

1 警戒宣言時対策

警戒宣言が発せられた場合、強化地域に対する交通規制や鉄道の運行停止等により、帰宅困難者や滞留旅客が発生することが予想される。このため、町は、帰宅困難者や滞留旅客の避難誘導、保護並びに食料等のあっせんについては県と連携して行い、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じる。

2 警戒宣言前からの準備的行動

町、公共交通機関は、警戒宣言時の運行中止等の措置に関する広報を行う。また、鉄道折返し駅、観光地等の滞留者対策を確認するものとする。

第15項 公共施設対策

1 計画の方針

公共施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え、迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

2 道路

警戒宣言が発せられた場合、建設班は、他の道路管理者と相互に連携し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業協会、建設業者に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の把握を行い、調達体制を整える。

3 河川

警戒宣言が発せられた場合、建設班及び消防部は、他の河川管理者と連携のもとに、必要に応じて応急復旧に必要な資機材及び水防用資機材の備蓄数量の確認及び点検を行うとともに、建設業者等に応急復旧の出動準備を要請するものとする。

4 上下水道

上下水道班は、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。

- (1) 職員の招集（自主参集）
- (2) 役割分担の再確認
- (3) 関係機関との情報交換（警察、消防、道路管理者、電気、ガス、水道等及び県下他市町村下水道管理者）
- (4) 管渠施設の点検
 - ア 震災後の調査や緊急措置のための資機材の確保
 - イ 調査用資機材、応急用資機材の点検
- (5) ポンプ場の点検
 - ア 点検箇所：機械設備
 - (ア) 火災及び爆発のおそれのある設備（自家用発電装置）
 - (イ) 劇薬を扱っている設備（塩素消毒設備）
 - イ 点検箇所：電気設備、通信設備
 - (ア) 中央監視設備（電気設備の稼動状況）
 - (イ) 火災のおそれのある設備（受変電設備）
 - (ウ) 漏電等による火傷のおそれのある設備（制御、動力電源設備）
 - (エ) 防災設備（防災設備、非常用通信設備）

5 治山施設等

農林班は、必要に応じて緊急巡回及び点検を実施し、災害の発生のおそれのある箇所の把握に努め、被災防止措置を講ずる。

また、農林班は、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて建設業協会等に出動準備体制をとるよう要請する。

6 庁舎等重要公共施設

庁舎等重要公共施設の管理者は、災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすため、おおむね次の措置を講ず

るものとする。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保
- (2) 無線通信機器等通信手段の整備点検
- (3) 緊急輸送車両その他車両の整備点検
- (4) 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置
- (5) その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置
- (6) 飲料水の緊急貯水
- (7) エレベーターの運行中止措置
- (8) 出火防止措置及び初期消火準備措置
- (9) 消防設備の点検

7 その他の公共施設

その他の公共施設について、その管理者は、必要に応じてそれぞれ緊急点検、巡視等を実施するほか被災防止措置を講ずるものとする。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備態勢をとるよう要請するものとする。

8 工事中の建築物その他工作物または施設

工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物その他工作物又は施設について、その管理者は必要に応じて工事の中断等の措置を講ずるものとする。

特別の必要により、補強、落下防止等の措置を実施するものについては、作業員の安全に配慮するものとする。

倒壊等により、近隣の住民等に影響が出るおそれがある場合は、その居住者等に対し注意を促すとともに、町に通報するものとする。

9 警戒宣言前からの準備的行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達態勢を整えるとともに、工事業者の出動態勢を確認する。

第16項 大規模な地震に係る防災訓練

一般対策編第2章第2節第2項「防災訓練計画」の定めるところによる。

第17項 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

1 計画の方針

町は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

2 実施内容

(1) 町職員に対する教育

町は、地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ア 東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 予想される地震に関する知識
- ウ 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 住民等に対する教育

町は、県と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに町等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行う。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- ア 東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 予想される地震に関する知識
- ウ 東海地震に関連する情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報の入手方法
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- カ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- キ 避難生活に関する知識
- ク 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ケ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 児童生徒等に対する教育

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

(5) 自動車運転者に対する教育

(6) 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第6章 南海トラフ地震に関する対策

第1節 総 則

第1項 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、南海トラフ地震地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2項 防災機関が地震発生時の災害応急対策として行う業務の大綱

第1章第3節「町及び防災機関の業務の大綱」の定めるところによる。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1項 災害対策本部等の設置

町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災対法に基づき、直ちに御嵩町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2項 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、御嵩町災害対策本部条例及び第3章第1節第1項「防災活動体制の整備」の定めるところによる。

第3項 災害応急対策要員の参集

配備体制及び参集場所等の職員の参集計画は、第3章第1節第1項「防災活動体制の整備」の定めるところによる。

職員は地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達については、第3章第1節第4項「地震災害情報の収集・伝達」を準用する。

2 生活関連施設対策

生活関連施設対策については、第3章第2節第9項「公共施設の応急対策」の定めるところによる。

3 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

4 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

5 救助・救護・消火・医療活動

救助・救出については、一般対策編第3章第6節第12項「救助活動」の定めるところにより、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送する。

消火については、一般対策編第3章第5節第1項「消防・救急・救助活動計画」の定めるところによる。

医療活動については、第3章第2節第7項「医療・救護計画」の定めるところによる。

6 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

7 輸送活動

輸送活動については、第3章第2節第4項「緊急輸送・交通規制対策」の定めるところによる。

8 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、第3章第3節第8項「保健活動・精神保健」の定めるところによる。

第2項 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保については、一般対策編第2章第8節「災害対策物資備蓄等の計画」及び第5章第2節第11項「物資等の確保対策」の定めるところによる。
- (2) 町は、県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急保護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請することができる。

2 人員の配備

町は、人員の配備状況を県に報告する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、御富町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

また、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

第3項 他機関に対する応援要請

他機関に対する応援要請については、一般対策編第3章第2節第1項「災害応援要請計画」の定めるところによるが、応援協定については、資料編に記載のとおり。

第4項 要配慮者、帰宅困難者に対する対策

町及び県は、要配慮者、帰宅困難者、滞留旅客等の保護等のために、避難所の設置、避難所への誘導や帰宅支援等必要な支援対策を講じるものとする。

第5項 文化財保護対策

指定文化財等の所有者又は管理者は、南海トラフ地震の被害から防護するため、建造物には消防用設備その他資機材の充実及び効率的な配置に努め、また、建造物の適切な日常管理、展示品等の転倒防止策、施設内の巡視、消火・防災訓練の実施等の対策を実施するものとする。

第6項 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の建造物に及ぼす影響について、県が、国、大学、研究機関等と連携を図りつつ、検討する対策について普及に務める。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 計画の方針

大規模な地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難場所等、避難路、消防用施設をはじめ緊急輸送路、通信施設等各種防災関係施設を整備するものとし、町、県及び関係機関は、これら防災施設につき期間を定め関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。

2 実施内容

施設等の整備に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。建築物、構造物等の耐震化、避難地の整備その他の整備については、第2章第6節第1項「文教対策」に準ずるものとする。

第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1項 趣旨

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた地方公共団体や関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定める。

第2項 防災対応の基本的な考え方

県及び町は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討する。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討する。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続する。

住民等	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出し品の確認 など
	できるだけ安全な行動の例	<ul style="list-style-type: none"> ・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備（非常持出品等） ・危険なところにできるだけ近づかない など
企業	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の備蓄の確認 ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の従業員の役割分担の確認 など

第3項 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

○南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	監視領域内において、M7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

図 略

第4項 防災対応をとるべき期間

県及び町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

○防災対応の流れ

図 略

○巨大地震警戒対応における情報の流れ

図 略

第6節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

第1項 県及び町の体制

県及び町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとる。

ただし、県内で地震が発生し、県災害対策本部が設置されている場合は、すでに設置している体制で対応にあたる。

○県及び町の防災体制等

情報名	県の防災体制等	町の防災体制等
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	危機管理部は、情報を受けた時点で、庁内各部局、町及び県事務所に対する連絡等、所要の準備を開始	防災担当部局は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	災害対策本部 <構成> 本部長：知事 メンバー：副本部長（副知事）、本部員 <内容> ・本部長から町長に対し、緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）指示を伝達 ・気象庁からの情報、緊急災害対策本部会議の結果を全庁に情報共有 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認	災害対策本部 <構成> 本部長：町長 メンバー：副本部長（副町長、教育長）本部員 <内容> ・本部長（指示）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報共有・確認 ・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	岐阜県災害警戒会議 <構成> トップ：危機管理部長 メンバー：各部主管課長、出納管理課長、教育総務課長、警備第二	町災害警戒本部会議 <構成> 本部長：町長 メンバー：副本部長（副町長、教育長）本部員

	<p>課長、議会事務局総務課長 ※必要に応じ、副知事（危機管理担当）が出席 <内容> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認</p>	<p><内容> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認</p>
<p>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</p>	<p>危機管理部は、庁内各部局、町、県事務所へ連絡し、情報を共有</p>	<p>防災担当部局は、関係部局と情報共有</p>

※県支部については、上記に準じて所要の体制をとるものとする。

第2項 運営等

県災害対策本部等の組織、運営等については、岐阜県災害対策本部に関する条例、岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則に定めるところによる。

なお、岐阜県災害警戒会議の組織、運営等については、別に定める。

町は、町災害対策本部等の組織、運営等について、あらかじめ定めておく。

第7節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

1 方針

南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。

2 実施責任者

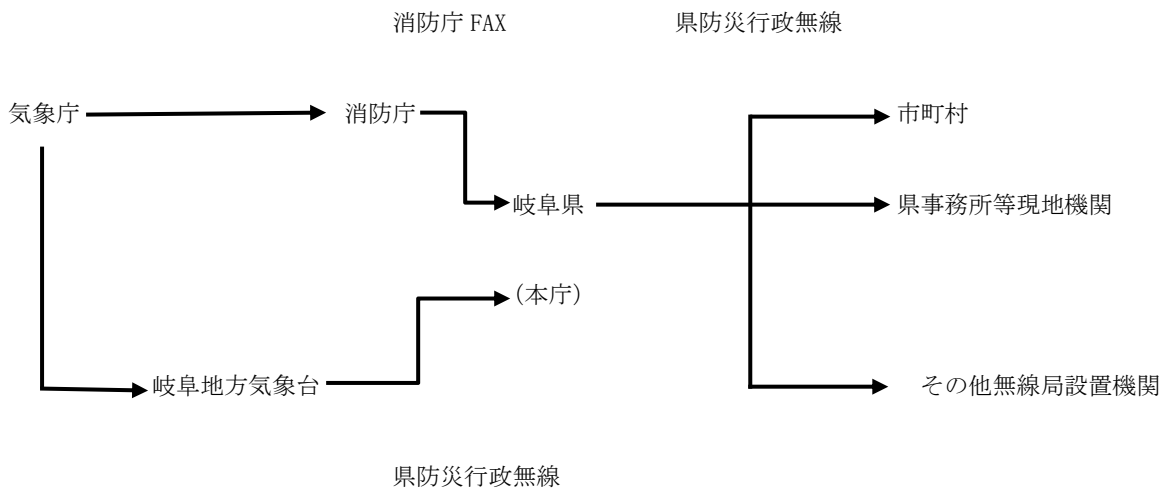
岐阜地方气象台
 県
 町
 防災関係機関
 事業者

3 実施内容

(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達

ア 伝達経路及び方法

南海トラフ地震臨時情報の町及び防災関係機関への伝達経路及び方法は、下図のとおりとする。



イ 住民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達する。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保する。

外国人に対しては、ホームページやSNS等様々な手段を活用する。

ウ 住民等への伝達内容

県及び町は、住民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（下図参照）をあわせて示す。また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知する。

○具体的に取るべき行動

南海トラフ 地震臨時情 報(巨大地震 警戒)	発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	2週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など
南海トラフ 地震臨時情 報(巨大地震 注意)	発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など

エ 問い合わせ窓口

県及び町は、住民等からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ対応窓口を整備しておく。

第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

発表時の災害応急対策

第1項 避難対策

1 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、本県における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

2 実施責任者

県

町

学校等

施設管理者

3 実施内容

(1) 事前の避難

事前の避難が必要な災害リスクは下記ア、イ、ウを基本とし、町は災害リスクに応じ、1週間を目途に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施する。ただし、亜炭鉱廃坑などの町固有の災害リスクが存在する場合は、住民避難が必要な災害リスクとして適宜追加する。

ア 急傾斜地等における土砂災害

町は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民等に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じる。

町は、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置づけるよう働きかけることとし、施設管理者は適切な措置の実施に努めるものとする。

イ 耐震性の不足する住宅の倒壊

町は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。

県及び町は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知する。

(2) 避難先の確保、避難所の運営

住民等の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、町が避難所を確保する。

町は、県対応指針を参考に、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討する。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、町は、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づける。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、町は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等へ周知する。

ア 住民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること

イ 知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、町が避難所を確保すること

ウ 避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること

(3) 学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を講じるものとする。

第2項 関係機関のとりべき措置

1 方針

関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。

2 実施責任者

県

県警察

町

防災関係機関

学校等

施設管理者

3 実施内容

(1) 消防機関等の活動

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、その対策を定める。

県は、町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう不測の事態に備え次の必要な措置を講じるものとする。

- ア 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- イ 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達
- ウ 火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報
- エ 自主防災組織等の活動に対する指導
- オ 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導
- カ 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達
- キ 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備
- ク 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・市や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

(2) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 不法事案等の予防及び取締り
- ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(3) 水道

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者は、飲料水の供給の継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持する。

(4) 電気

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保するものとする。

(5) ガス

ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(6) 通信

電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うため、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行うものとする。

(7) 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために必要不可欠であることから、放送事業者は、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

このため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあつては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

(8) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

(9) 交通

ア 道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、住民等に周知するものとする。

県及び町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供する。

イ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

あらかじめ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について情報提供するものとする。

ウ 滞留旅客等への対応

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、町が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

(10) 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、水族館、病院、学校等の次の管理上の措置、体制をとるものとする。なお、具体的な措置の内容は施設ごとに定めるものとする。

1) 各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

2) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- b 水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- c 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- d 学校等にあつては、次の掲げる事項
 - ・児童生徒等に対する保護の方法
 - ・事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- e 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - ・入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - ・事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- a 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(10)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ・自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ・無線通信機等通信手段の確保
- ・災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- b 市町村推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

- c 県は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

第9節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

発表時の災害応急対策

1 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、住民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動をとれるよう対策を実施する。

2 実施責任者

県

町

防災関係機関

3 実施内容

県及び町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかける。

県自らが管理する施設は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第 10 節 防災訓練計画

一般対策編第 2 章第 2 節第 2 項「防災訓練計画」の定めるところによる。

第11節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

1 計画の方針

町は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

2 実施内容

(1) 町職員に対する教育

町は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- オ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- カ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ 今後南海トラフ地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 住民等に対する教育

町は、県と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに町等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行う。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行うものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的に取るべき行動
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- オ 正確な情報入手の方法
- カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- キ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ク 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ケ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- コ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 児童生徒等に対する教育

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

(5) 自動車運転者に対する教育

(6) 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。